

平成22年（行コ）第300号 公金支出差止等請求事件

控訴人（1審原告） 藤永知子ほか18名

被控訴人（1審被告） 埼玉県知事ほか1名

証拠申出書（2）

2013年7月31日

東京高等裁判所 第24民事部 口S係 御中

控訴人ら訴訟代理人

弁護士 佐々木 新一

同 南 雲 芳 夫

同 野 本 夏 生

同 小 林 哲 彦

同 伊 東 結 子

ほか

第1、首都圏氾濫区域堤防強化対策事業および八ッ場ダムの洪水調節効果との関係で、八ッ場ダムが埼玉県の治水にとって不必要な施設であることを明らかにする証人

1、証人の表示

〒330-9724 さいたま市中央区新都心2丁目1番地

さいたま新都心合同庁舎2号館

国土交通省関東地方整備局河川部河川計画課長

西 田 将 人(呼出 主尋問90分)

2、立証事項

- (1) 証人は、現在、国土交通省関東地方整備局河川部河川計画課長の職にあり、関東地方の河川計画を統括する責任者である。
- (2) 利根川の中流部では堤防を強化する大事業（首都圏氾濫区域堤防強化対策事業）が現在、進められている。具体的には、利根川右岸の深谷市（埼玉県）付近から五霞町（茨城県）までの堤防、江戸川右岸の五霞町から吉川市（埼玉県）までの堤防を拡幅する事業となっており、堤内地側の堤防の勾配が1：7、堤外地側の堤防の勾配が1：5となるように堤防の裾野を両側に大きく広げるといふもので（通常の堤防の勾配は1：2～2.5）、完成すれば、利根川の破堤の危険性がほぼ皆無になる。この事業は平成16年度から実施されており、利根川の第一期は平成30年度までに、残りの事業は利根川水系河川整備計画による整備の期間中には遅くとも終わるとされている(出典は国土交通省関東地方整備局の開示資料「首都圏氾濫区域堤防強化対策事業」[甲39号証-1, 2])。

埼玉県については首都圏氾濫区域堤防強化対策事業が実施されることにより、利根川の破堤がほぼなくなるのであり、埼玉県にとって八ッ場ダムが無用の存在であって、埼玉県には治水上の「著しい利益」が存しないことを同証人の証言によって立証する。

- (3) また、八ッ場ダムの洪水調節効果は、利根川の下流に向かうにつれて減衰す

るので、埼玉県にとっては、この洪水調節効果との関係においても、治水上の「著しい利益」が存するとは言えない。

すなわち、2010（平成 22）年 10 月から、国土交通省関東地方整備局により八ッ場ダム事業の検証が行われた。この検証では治水に関して様々な計算が行われたので、その計算の元になった資料の開示を求めたところ 2012（平成 24）年 5 月になってようやく元資料である委託調査報告書「H23 利根川上流はん濫解析及び被害軽減方策検討業務報告書,平成 24 年 3 月,パシフィックコンサルタンツ株式会社」(甲 55)が開示された。これによれば八ッ場ダムの治水効果は、利根川の取手付近下流や江戸川では渡瀬川合流点より上流と比べて 1/10 程度にまで落ち込んでおり、下流に行くほど顕著に減衰する結果が得られている。

それにもかかわらず国は、利根川下流に位置する埼玉県に「著しい利益」があることを前提に建設負担金の納付を命じ、被控訴人は、かかる国の判断を是としている。

そこで、本証人に対して、上記報告書の作成経緯とその結果について確認するとともに、この調査結果から、どのような理由で埼玉県に「著しい利益」があると判断し得るのかを質し、その判断に根拠がないことを立証する。

3, 尋問事項

追って提出する。

第2 八ッ場ダムにより埼玉県に「著しい利益」がないことについての証人

1, 証人の表示

〒 330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-15-1 埼玉県庁

埼玉県県土整備部長

柳 沢 一 正(呼出 主尋問 90分)

2, 立証趣旨

- (1) 証人は、現在、埼玉県県土整備部の部長の職にあり、埼玉県の河川行政全般を総括する責任者である。
- (2) 被控訴人は、八ッ場ダム建設事業の治水に係る費用の負担金は、国土交通大臣が行う河川の管理により、同法 60 条 1 項の規定により当該管理に要する費用の一部を負担する都府県以外の都府県が著しく利益を受ける場合に、当該利益を受ける都府県に負担させるものであるが(同法 63 条 1 項)、当該都府県が著しく利益を受けるか否かは、国土交通大臣に判断権限があり、都府県に判断権限はないとし、被告埼玉県知事は、国土交通大臣のなした納付命令を是正する権限を有していないのであるから、被告埼玉知事には、上記納付命令を前提として、これに伴う所要の財務会計上の措置を採るべき義務があると主張している。

しかしながら、国土交通大臣から河川法に基づく治水負担金の納付通知が来るのは、各都県が河川法第 63 条に基づく費用負担および八ッ場ダムの治水分の費用負担について同意の意見を述べているからであって、この費用負担は、国土交通大臣の一方的な判断で決められたものではない。そして、河川法第 63 条などに基づく「国が都県の意見を聞く」は協議と同じ意味と解されることは、国会の質疑でも明らかにされているところである(甲 B35 号証)。

埼玉県においては、当然、本件八ッ場ダム建設により、「著しく利益を受ける」かどうかを検討判断したうえで、上記の各意見を述べているはずであり、その検討判断をした担当部局が、河川部である。しかし、被控訴人は、埼玉県

内部の上記検討内容について、未だ全く明らかにしていない。

- (3) さらに、国土交通大臣が、八ッ場ダムに関する治水負担金を埼玉県に負担させることができるのは、河川法 63 条 1 項に基づき、八ッ場ダム建設によって、埼玉県が「著しく利益を受ける場合」に限られ、その費用負担額は、その「受益の限度」に限られる。

ところが、控訴人が既に主張しているとおり、埼玉県を含む流域各都県には、八ッ場ダムの建設による著しい治水上の利益がない。従って、被控訴人埼玉県知事には、河川法 63 条に違反する大臣の納付命令に拘束されることはなく、むしろ、地方財政法 25 条 3 項に基づき、埼玉県には何らの利益もない巨額の八ッ場ダム建設負担金の支払を拒否すべき義務がある。

この支払拒否権を行使しないままに、大臣の納付命令に応じて、漫然と支出決定を行うことは、地方財政法 4 条に違反する行為であり、従って、財務会計法規上の義務(地方自治法 138 条の 2 に規定する誠実執行義務)違反にあたる。

そこで、本件においては、大臣からの納付命令に対して、埼玉県が、これに応じて支出を決定した際に、埼玉県内部において、当該納付命令が、河川法 63 条の要件を充足しているか否かについて、いかなる検討判断をしたのかが明らかにされなければならない。

- (4) さらに、国土交通省関東地方整備局が作成・提出した「八ッ場ダム検証報告」(甲 B54)によれば、八ッ場ダムの洪水調節効果は下流に行くほど減衰し、埼玉県にとっては、効果が乏しいことが示されている。同検証報告を受けても、埼玉県が従前の判断を改めない理由は何か、その詳細を確認する必要がある。

以上から、同証人をもって、負担金額が著しく増額することとなる計画変更等に対する埼玉県の意見や、大臣からの納付命令に対する埼玉県の対応方針を決定する際の、埼玉県内部における検討判断の内容等を明らかにし、本件八ッ場ダムによって埼玉県が著しい利益を受けることがないことについて立証する。

3, 尋問事項

追って提出する。

第3 埼玉県が行った平成18年水需要予測が実績値と大きく乖離し、科学的客観性を欠いた不合理なものであることが明白となっているにもかかわらず、県は7年間にわたって水需要予測の見直しを怠っていることを明らかにする証人

1, 証人の表示

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県庁

埼玉県企画財政部土地水政策課課長

上 木 雄 二(呼出 主尋問60分)

2, 立証趣旨

証人は、土地水政策課課長の地位にあり、埼玉県の長期的な水需給を見通して計画的に水源確保等の施策を展開していく責任者であるが、同証人により、埼玉県が過去に行ってきた水需要予測がことごとく過剰な予測であったこと、平成18年に平成15年水需要予測を下方修正しているものの、この新たな予測も実績と大きく乖離し、さらに、1審判決後においても、この予測と実績の乖離がより一層拡大し、合理性を欠いたものであることが明白になっているにもかかわらず、予測の見直しを怠っていることを立証する。

3, 尋問事項

追って提出する。

以上